

【教育長の心構え】

2023. 4. 20

～新年度の始めに～

1. 「教育の目的」について

新教育基本法「教育の目的」の第1条は「人格の完成」、「平和で民主的な国家及び社会の形成者」、「心身ともに健康な国民」の理念の下、**21世紀を切り開く心豊かでたくましい日本人の育成**を目指すことを目途としている。

このことは、旧法とも差異は無く、『教育』は松尾芭蕉の俳諧理念の一つ「不易流行」（永遠に変わらない大切な分野、時代の潮流に応じた変化も必要）そのもの。

〔2003, 3, 20 中教審答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」〕

- ◎「物質的な豊かさの中で子供はひ弱になり、明確な将来の夢や目標を描けぬまま、次第に規範意識や学ぶ意欲を低下させ、青少年の凶悪犯罪の増加や学力の問題が懸念されている」
- ◎「教育現場は、いじめ、不登校、中途退学、いわゆる『学級崩壊』など深刻な危機に直面している」 ⇒ 新法成立（平成18年）

2. 児童生徒の人格の形成を目指し、一人一人の人間の持っている能力（個性）を引き出して発展させることが教育実践のキーポイントである。

- ◎ソクラテス（Socrates）の『産婆術』・・・世の中に引き出してやる。
- ◎実践力の要は「教職員」。教育委員会は児童生徒の安心安全はもとより、教職員の安心安全を常に心に留めた教育行政の執行に務めたい。

3. 町村は小さなエリアであるが、ピュアな子供達の瞳が輝けば、地域はもとより、福島県全体が必ず明るく光り輝くと信じて教育に勤しみたい。

4, 中央教育審議会答申 ⇔ 令和3年1月26日

『『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～』

『深い学び』・・・「主体的・対話的で探究的な学び」
⇒ Active learning からの延長の Deep learning

『個別最適な学び・協働的な学び』
⇒ Adaptive learning と Group learning